

入院基本料の通則 「看護職員の 月平均夜勤時間72時間要件」について

2015年11月25日



公益社団法人 日本看護協会
Japanese Nursing Association

看護職員の月平均夜勤時間72時間要件について

1965年に人事院が「行政措置要求に対する判定」(2 - 8(ニツパチ)判定)を示した。

1992年に「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が公布され、その基本指針において、「複数を主とした月8回以内の夜勤、週40時間労働等の推進」が明記された。

これを受けて、看護職員の夜勤時間は「夜間勤務等看護加算」として、診療報酬で評価されるようになり、2006年から入院基本料の通則として、「複数夜勤」とともに「72時間以下」が要件となった。

2010年の改定において、72時間要件のみ満たせない場合、入院基本料の80%を算定する(2割減算)「7対1特別入院基本料」「10対1特別入院基本料」が創設された。

2012年の改定において、「特定一般病棟入院料(地域指定)」、2014年度改定では「月平均夜勤時間超過減算」が創設された。

看護職員の月平均夜勤時間72時間要件の算出について

入院基本料を算定する病棟において、同一の入院基本料を算定する全病棟の看護職員（療養病棟は看護要員）の月平均夜勤時間数が72時間以下となる必要がある。

1人あたりの上限を定めるものではない

$$\text{月平均夜勤時間数} = \text{夜勤従事者の延べ夜勤時間数} / \text{夜勤従事者数}$$

算出例

	夜勤者	夜勤回数	1か月の夜勤時間計
第1病棟	A看護師	10回	80時間
	B看護師	6回	48時間
	C看護師	9回	72時間
	D看護師	10回	80時間
第2病棟	E看護師	9回	72時間
	F看護師	9回	72時間
	G看護師	8回	64時間
	H看護師	10回	80時間

(80+48+72+80+72+72+64+80)時間

8人

= 71.0時間

72時間以下なので
要件クリア

(仮定)

一般病棟入院基本料を算定している病棟が2病棟
看護職員の夜勤体制は三交代制

- 各医療機関で任意の夜勤時間帯（22時から翌5時を含む16時間）を定めて、夜勤時間数が月16時間を超えた者（短時間正職員は12時間以上の者）を、夜勤従事者としてカウントする。
- 病棟と外来等の他部署兼務、非常勤は常勤職員の所定労働時間で比例計算をした上で、夜勤従事者数に含める。
- 届出受理後は、3ヶ月以内1割以内の変動は許容される。

看護職員の月平均夜勤時間72時間要件～運用上の留意事項～

月平均夜勤時間72時間要件が定められているのは、入院基本料を算定する病棟についてのみである。ICUなど特定入院料(常時2対1等)を算定する病棟は対象外。

1割以内の変動であれば、すぐには減算されない

→72時間の1割(7.9時間)を超過した場合には、翌月に届出を行い、翌々月より新たな入院基本料を算定する。

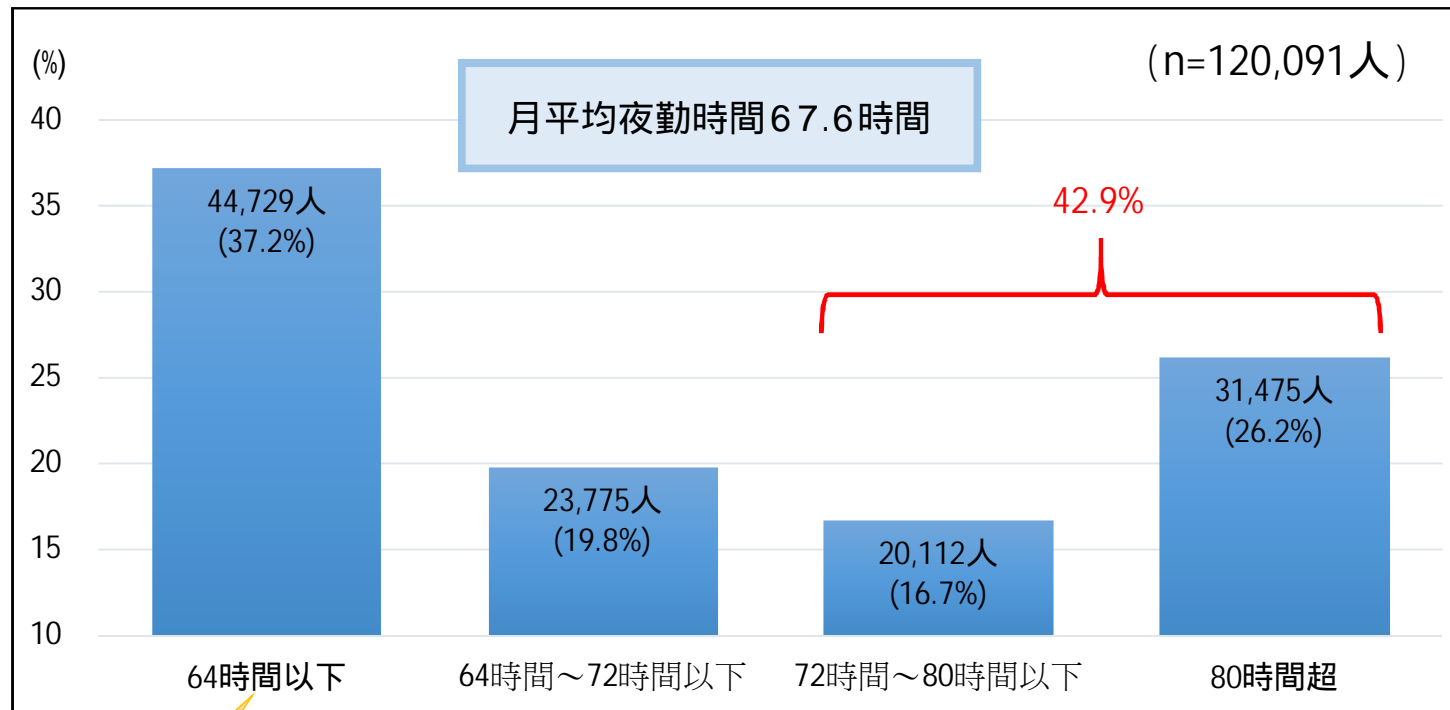
→3か月以内にもとに戻せば減算されない。

夜勤時間数の少ない看護職員もカウントできる。

→月の夜勤時間数が月16時間を超えた看護職員(短時間正職員は月12時間以上)、夜勤従事者として認められる。

看護職員の月夜勤時間数の分布

- 一般病棟で勤務する看護職員の月平均夜勤時間は67.6時間である。
- 「64時間以下」と「80時間超」が多く、二極化している。
 - 「64時間以下」が37.2%、72時間を超える看護職員は42.9%、そのうち「80時間超」26.2%
 - 「80時間超」夜勤とは = 3交代の場合、10回夜勤/月 = 月勤務日が約20日とすると、うち約半分が夜勤日



【出典】「2015年 一般病棟における看護配置等に関する調査(速報)」(日本看護協会)

月夜勤時間が「64時間以下」の看護職員が何人いるかを各病院に質問し、それを合計。「64時間～72時間以下」「72時間～80時間以下」「80時間超」も同様。

「2015年一般病棟における看護配置等に関する調査」

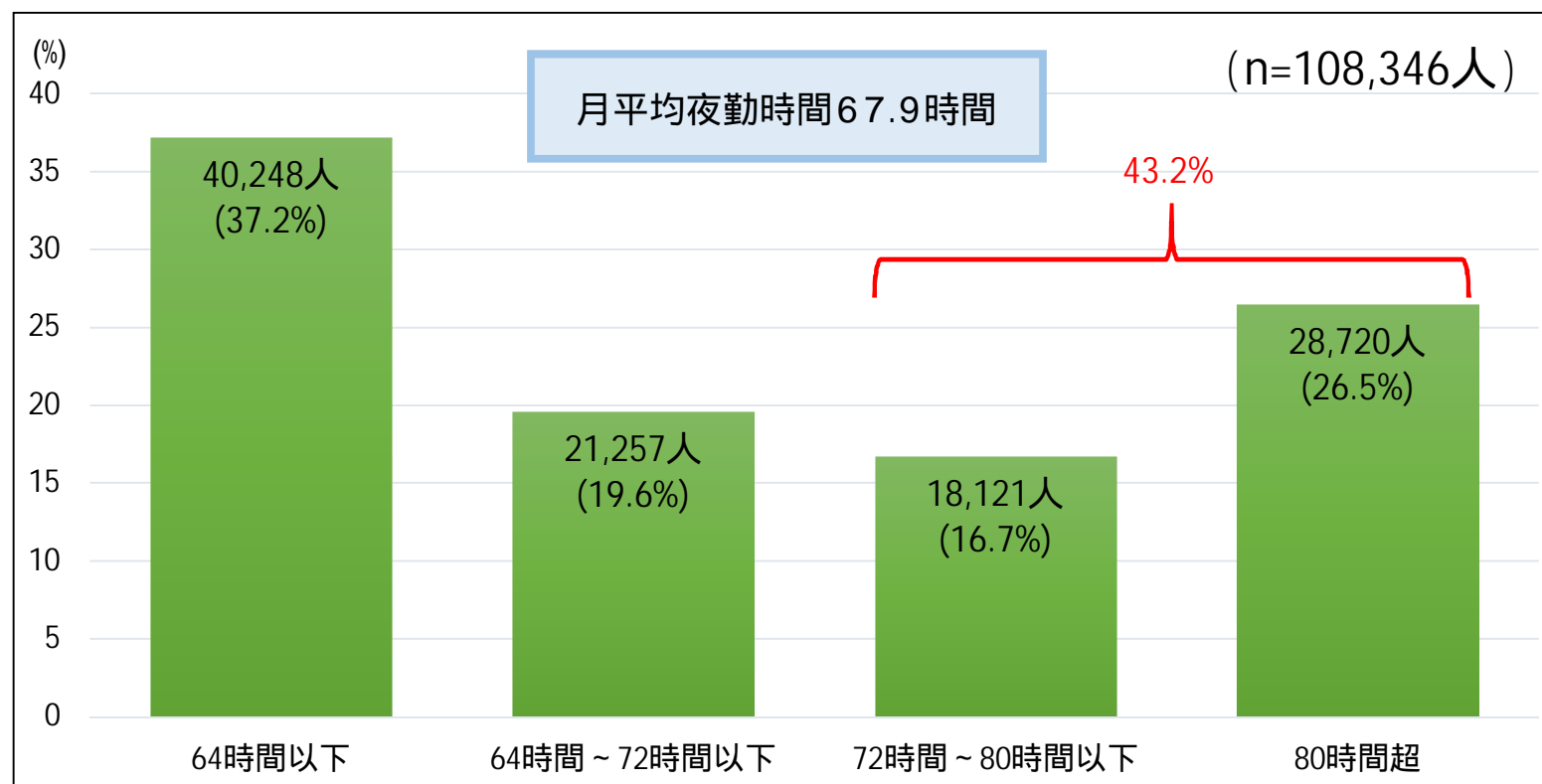
対象: 全国の一般病棟入院基本料7対1を算定する1527病院(全病院)
 全国の一般病棟入院基本料10対1を算定する病院2,172病院から無作為抽出した1,000病院
 特定機能病院一般病棟入院基本料を算定する84病院(全病院) 計2,601病院

期間: 2015年7月16日～31日(郵送配布・郵送回収)

回収: 有効回収数1282通(有効回収率49.1%)

看護職員の月夜勤時間数の分布(一般病棟入院基本料7対1算定病院)

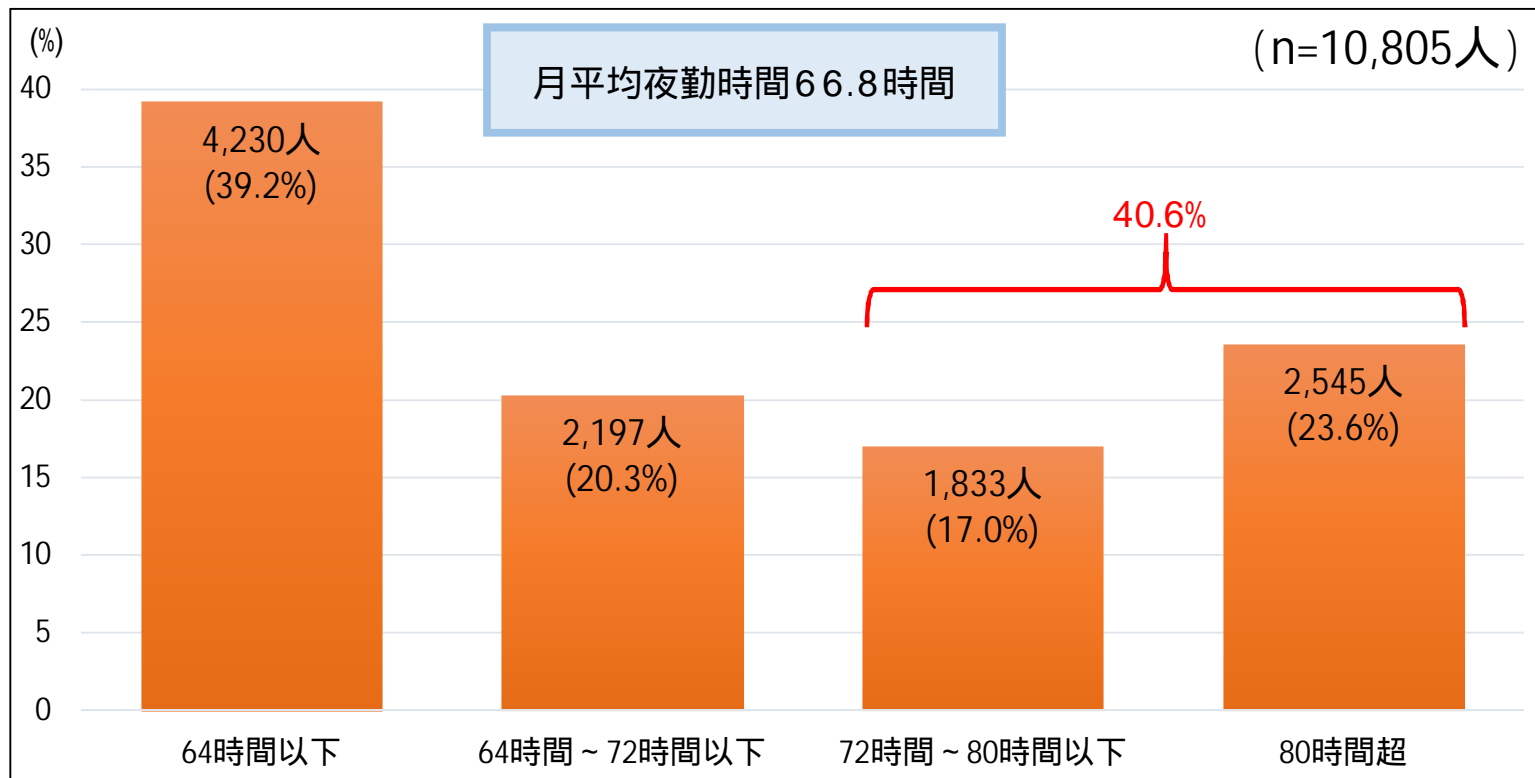
- 7対1算定病院で勤務する看護職員の月平均夜勤時間は67.9時間である。
- 「64時間以下」と「80時間超」が多く、二極化している。
→ 「64時間以下」が37.2%、72時間を超える看護職員は43.2%、そのうち「80時間超」26.5%



【出典】「2015年 一般病棟における看護配置等に関する調査(速報)」(日本看護協会)

看護職員の月夜勤時間数の分布(一般病棟入院基本料10対1算定病院)

- 10対1算定病院で勤務する看護職員の月平均夜勤時間は66.8時間である。
- 月平均夜勤時間は7対1算定病院より低い。
- 「64時間以下」と「80時間超」が多く、二極化している。
→「64時間以下」が39.2%、72時間を超える看護職員は40.6%、そのうち「80時間超」23.6%



【出典】「2015年 一般病棟における看護配置等に関する調査(速報)」(日本看護協会)

労働基準法等の労働法制における看護職員の夜勤上限がないため、診療報酬における月平均夜勤時間72時間要件が、看護職員の夜勤労働に関する唯一の歯止めとなっている。

看護職員の夜勤負担はサービスの質の低下、医療安全リスクの高まりに直結するため、負担が過大となるのは望ましくない。

看護職員の継続的な確保や、医療安全の面から、夜勤時間の制限は不可欠であり、現行の要件を緩和する必要が認められない。